

ID: 199

担当部署: 都市整備課

処分の概要	占用料の減免		
例規名 根拠条項	高根沢町道路占用料徴収条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第7号		
<p>【基準】</p> <p>第4条の規定による。 (占用料の減免)</p> <p>第4条 町長は、占用物件が次の各号の一に該当する場合は、占用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>(1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの</p> <p>(2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)による選挙運動のために使用する立札、看板その他の物件</p> <p>(3) 街灯、公共用に供する通路及び駐車場</p> <p>(4) 排水管、電気の各戸引込線並びにガス、水道及び下水道の各戸引込管</p> <p>(5) 前各号のほか、町長が特に必要と認めるもの</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和7年3月27日	最終変更年月日	年 月 日